最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

福島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間658円」を「１時間664円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間700円」を「１時間705円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間759円」を「１時間771円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間748円」を「１時間756円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

東京労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

東京労働局長　山田　　亮

第４号中「１時間837円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間836円」を「１時間849円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

山梨労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間690円」を「１時間695円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間694円」を「１時間700円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間707円」を「１時間713円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間750円」を「１時間758円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間717円」を「１時間724円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間786円」を「１時間800円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間739円」を「１時間749円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年８月31日

和歌山労働局長　神田　義宝

第４号中「１時間685円」を「１時間690円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月１日から効力を生ずる。